

目次

告示

- 特定計量器の定期検査の実施（産業立地推進課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 県営土地改良事業の換地処分（農村整備課）
- 特定農業用ため池の指定の解除（同）
- 道路の区域変更（10件）（道路課）
- 道路の供用開始（4件）（同）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任の届出（北部地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（同）

選挙管理委員会

- 宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日（選挙管理委員会事務局）

宮城県告示第183号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域		検査受付時間	実施の場所
令和8年 5月11日	大崎市	古川	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時30分まで	大崎市民会館
同 5月12日	大崎市	古川	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時30分まで	大崎市民会館
同 5月13日	大崎市	岩出山	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時まで	岩出山総合支所車庫
同 5月18日	大崎市	鹿島台	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時まで	鎌田記念ホール
同 5月19日	大崎市	田尻	午前10時30分から正午まで	田尻スキップセンター車庫
同 5月20日	大崎市	松山	午前10時30分から正午まで	松山総合支所車庫
同 5月25日	大崎市	鳴子温泉	午前11時から正午まで 午後1時から午後2時30分まで	鳴子総合支所車庫
同 5月26日	大崎市	古川	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時30分まで	東大崎地区公民館
同 5月27日	大崎市	三本木	午前10時30分から正午まで	三本木総合支所車庫
同 6月1日	大崎市	古川	午前10時30分から正午まで 午後1時から午後2時30分まで	古川保健福祉プラザ（fプラザ）

宮城県告示第184号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 8 年 3 月 24 日

宮城県告示第185号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 処分を行った地区の名称

田尻中央地区

2 処分の年月日

令和 8 年 3 月 10 日

宮城県告示第186号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 1 項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除の年月日
西ノ堤溜池	仙台市泉区七北田字道 19- 1	令和 8 年 3 月 24 日
窪田溜池	石巻市小淵浜窪田 7- 2	令和 8 年 3 月 24 日

宮城県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 346号
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡松島町根廻字清水16番36地先から 同郡松島町幡谷字原ヶ沢2番44地先まで	前	15.6～30.4	285.7
	後	16.4～30.8	285.7

宮城県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亙理大河原川崎線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡川崎町大字前川字荒町 46番1地先から 同郡川崎町大字前川字堀切 17番6地先まで	前	9.6～10.5	182.7
	後	10.0～12.8	182.7
柴田郡川崎町大字前川字堀切 19番1地先から 同郡川崎町大字前川字北原 2番4地先まで	前	10.4～13.0	322.6
	後	11.3～15.2	322.6

宮城県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台空港線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市空港西一丁目10番1地先から 同市下野郷字荷揚場106番3地先まで	前	36.1～41.0	18.8
	後	37.1～42.0	18.8

宮城県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台村田線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡村田町大字菅生字宮根 109 番地先から 同郡村田町大字菅生字宮根 54 番 1 地先まで	前	13.0～57.0	199.5
	後	13.0～20.0	199.5

宮城県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台岩沼線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市三色吉字鶴19番7地先から 同市竹の里一丁目12番15地先まで	前	14.8～24.8	37.6
	後	15.8～34.2	37.6

宮城県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丸森霊山線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字町東74番地先から 同郡丸森町字竹谷112番2地先まで	前A	4.9~12.0	1,337.2
	前B	—	—
	後A	—	—
	後B	8.0~34.0	1,355.3

宮城県告示第193号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 24 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亙理村田蔵王線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡柴田町大字成田字川尻 67 番 2 地先から 同郡柴田町大字成田字川尻 42 番 6 地先まで	前	A	18.7～25.0	166.0
		B	6.0～21.4	199.0
	後	A	18.7～25.0	166.0
		B	—	—

宮城県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙台三本木線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大衡村大森字上田49番2地先から 同郡大衡村駒場字中堀235番地先まで	前	10.2～35.4	2,035.3
	後	11.9～35.4	2,035.3

宮城県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丸森梁川線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字片岸6番5地先から 同郡丸森町字大川口55番地先まで	前	6.9~10.8	119.0
	後	—	—
伊具郡丸森町字雁歌23番地先から 同郡丸森町字雁歌11番3地先まで	前	—	—
	後	22.3~38.3	227.9

宮城県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西成田宮床線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
富谷市穀田郷ノ目15番1地先から 同市穀田要害無番地先まで	前	16.4～32.8	96.8
	後	16.1～26.1	96.8

宮城県告示第197号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 24 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	346 号	宮城郡松島町根廻字清水 16 番 36 地先から同郡松島町幡谷字原ヶ沢 2 番 44 地先まで	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	亘理大河原川崎線	柴田郡川崎町大字前川字荒町46番1地先から 同郡川崎町大字前川字堀切17番6地先まで	令和8年3月24日
		柴田郡川崎町大字前川字堀切19番1地先から 同郡川崎町大字前川字北原2番4地先まで	

宮城県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台空港線	岩沼市空港西一丁目10番1地先 から 同市下野郷字荷揚場106番3地先 まで	令和8年3月31日

宮城県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月24日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市化粧坂145番2地先から 同市新町327番11地先まで	令和8年3月25日

宮城県告示第201号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
 - (2) 名称 荒浜地区計画
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

宮城県北部地方振興事務所

所長 伊藤 正弘

就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和8年3月17日	大槻博文	栗原市高清水佐野丁37番地1	理事

宮城県告示第203号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年3月17日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月24日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武田 健久

宮城県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 武田 健久

1 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職
令和8年3月11日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子94番地23	理事
令和8年3月11日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下42番地	理事
令和8年3月11日	小出 信行	登米市東和町米谷字恩田92番地2	理事
令和8年3月11日	岩渕 幸二	登米市東和町錦織字大木沢117番地	理事
令和8年3月11日	佐藤 記一	登米市東和町米川東綱木162番地	理事
令和8年3月11日	千葉 春彦	登米市東和町米川字中嶋194番地	理事
令和8年3月11日	後藤 文郎	登米市東和町錦織字堂山17番地1	理事
令和8年3月11日	本田 博	登米市東和町米谷字元町71番地1	理事
令和8年3月11日	平山 利夫	登米市東和町錦織字天沼55番地7	理事
令和8年3月11日	猪股 裕司	登米市東和町錦織字天沼58番地10	理事
令和8年3月11日	吉野 里佳	登米市東和町錦織字大舟渡47番地1	理事
令和8年3月11日	猪股 孝之	登米市東和町錦織字芝山77番地	監事
令和8年3月11日	小野寺 富雄	登米市東和町米川字西綱木93番地	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職
令和8年3月10日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子94番地23	理事
令和8年3月10日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下42番地	理事
令和8年3月10日	小出 信行	登米市東和町米谷字恩田92番地2	理事
令和8年3月10日	岩渕 幸二	登米市東和町錦織字大木沢117番地	理事
令和8年3月10日	佐藤 記一	登米市東和町米川東綱木162番地	理事
令和8年3月10日	千葉 春彦	登米市東和町米川字中嶋194番地	理事
令和8年3月10日	後藤 文郎	登米市東和町錦織字堂山17番地1	理事
令和8年3月10日	本田 博	登米市東和町米谷字元町71番地1	理事
令和8年3月10日	猪股 直行	塩竈市清水沢4丁目21番3号	理事
令和8年3月10日	菅原 武雄	登米市東和町錦織字芝山28番地	理事
令和8年3月10日	猪股 孝之	登米市東和町錦織字芝山77番地	監事
令和8年3月10日	小野寺 富雄	登米市東和町米川字西綱木93番地	監事

官選管告示第 19 号

令和 8 年 4 月 5 日執行の宮城県議会議員補欠選挙（亘理選挙区）に係る公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和 8 年 3 月 26 日